

申請書にはマイナンバーの記載が必要です。

あなたは知っていますか？ この制度！

精神障害者保健福祉手帳制度



東京都立中部総合精神保健福祉センター トライワークプロジェクトのメンバーの作品

手続は、お住まいの区市町村の窓口に指定の書類を提出してください。

令和7年11月



リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。
石油系溶剤を含まない
インキを使用しています

精神障害者保健福祉手帳

1 趣 旨

精神障害を持つ方が、一定の障害にあることを証明するものです。

この手帳を持っていることにより、様々な支援が受けられますので、精神障害を持つ方が自立して生活し、社会参加するための手助けとなります。

2 対 象 者

精神障害のため日常生活や社会生活にハンディキャップを持つ方が申請することにより交付されます。入院・在宅による区別や年齢制限はありません。

3 交付のための手続

(1) 申請書にはマイナンバーの記載が必要です。記載していただいたマイナンバーに誤りがないかの確認、また、ご本人であることを確認させていただくため、マイナンバー制度の個人番号カードをご提示ください。個人番号カードの代わりに、以下の書類等をご提示いただいても構いません。

①個人番号が記載された住民票の写し、②住民票記載事項証明書、③マイナンバー制度の通知カード(記載された氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致している場合に限り、利用可能)の①～③いずれか1点と、ご本人確認のための公的書類(例えば、運転免許証、パスポート、精神障害者保健福祉手帳など)の両方を確認させていただきます。

(2) 申請は、精神障害者本人が行うことが原則ですが、本人の意思に基づき、ご家族等の方が手続を代行することも可能です。

(3) 申請窓口は、お住まいの区市町村です。

(4) 申請に必要な書類(新規・更新)

① 申請書 — 区市町村窓口にあります。

〈診断書による申請の場合〉

② 診断書 — 区市町村窓口にあります。指定のものです。

※ 診断書は精神障害に係る初診日から6か月を経過した日以後に作成され、かつ診断書作成日から3か月以内に申請する必要があります。

〈年金情報による申請の場合〉

※ 精神障害のため、障害年金や特別障害給付金を受給されている方は、マイナンバーの情報連携によって、確認できる情報により認定を行うことができます。

原則として、障害年金と同じ等級で交付されますが、年金事務所等に照会するための同意書が必要です。

また、年金証書等の写しつきましては添付の省略が可能ですが、精神障害者保健福祉手帳の確実な発行のため、マイナンバーの情報連携によって確認できない場合に備え、可能な限り、最新の年金証書等の添付をお願いします。

※ 手帳と自立支援医療費制度を同時に申請する場合は、手帳用診断書のみで申請が可能です。「高額治療継続者(重度かつ継続)」として申請する場合など、「同時申請」の詳細については、「自立支援医療費制度」のリーフレットをご覧ください。

なお、年金情報を用いた申請の場合は、「同時申請」はできません。

③ ご本人の写真(縦4cm×横3cm、脱帽・上半身を写したもの。白黒・カラーどちらでも可。ただし、画像加工したものや、過去の手帳等で使用済みのものは不可)

※ 申請前1年以内に撮影したもの。裏面に氏名と生年月日を必ず記入してください。

④ 現在お持ちの手帳の写し(更新・等級変更の場合)

(5) 申請に基づき審査を行い等級が決定されれば、精神障害者保健福祉手帳を交付します。
※ 更新審査の結果により、更新前とは異なる等級が決定されることや、手帳が交付されないことがあります。

(6) 手帳の記載事項は、氏名、住所、生年月日、障害等級、手帳の有効期限等です。
また、申請時に提出された写真が貼付されます。

4 紙形式手帳とカード形式手帳の選択について

様式は、申請の際にカード形式か紙形式かのいずれかを選択できます。

また、2年ごとの手帳更新時、等級変更時及び他の道府県からの転入時に、様式を変更することができます。(形式を変更するための再交付申請はできません。)

なお、カード形式の手帳の発行には紙形式の手帳より2週間程度時間が多くかかります。

5 手帳の受取

申請した区市町村の窓口で受け取ります。(郵便での受取については、区市町村窓口にご相談ください。)

更新、等級変更、他の道府県からの転入又は汚損・破損による再交付の場合は、新しい手帳を受け取る際に以前の手帳をお返しください。

6 有効期間

有効期間は、原則として2年です。

更新は、手帳の有効期限の3か月前から申請できます。手帳の発行は2か月以上かかる場合もございますのでお早めに手続をしてください。

7 案内通知

更新の申請の受付開始については、LINE、SMSによりご案内を実施しております。

LINE、SMSでの通知を希望される場合は、右のQRコードからご登録ください。



LINEの登録は[こちら](#)から SMSの登録は[こちら](#)から

8 障害等級

1級から3級まであります。非該当となった場合は、不承認通知を交付します。

9 申請・届出

手帳を交付された後、下表の内容の事柄があった場合は、区分の欄の申請又は届出が必要です。

区分	内容	窓口
更新の申請	手帳の有効期限が切れた後、引き続き、手帳の交付を受けるとき。 <u>有効期限の3か月前から手続できます。お早めに手続をしてください。</u> (注) 必要書類は前ページでご確認ください。	居住地の区市町村窓口
住所変更の届	(1) 都内で住所が変わったとき。一変更届 (2) 他県等から転入したとき。 申請書、変更届、他県等が発行した手帳の写し、写真が必要です。申請書には、マイナンバーの記載が必要です。 他県等が発行した手帳の残りの有効期間により東京都の手帳を交付します。	<u>新たな居住地</u> の区市町村窓口
氏名変更の届	氏名が変わったとき。 (注) 変更届、手帳(原本)が必要です。	
等級変更の申請	(1) 障害年金の等級が変わったとき。 (注) 申請書、年金証書等の写し、同意書及び写真を添付してください。 (2) 障害の状態に変化があったとき。 (注) 申請書、診断書及び写真を添付してください。	居住地の区市町村窓口
再交付の申請	(1) 手帳を汚損、破損又は紛失したとき。 (2) 写真の貼付のない手帳を使用していくて、新たに写真を貼付したいとき。 (注) 再交付申請書及び写真を添付してください。	

(注) これらの申請又は届出をする場合には、申請書又は届出書に、手帳のコピーを添付してください
(手帳を紛失又は消失したときを除く。)

手帳を交付された場合に受けられるサービス（令和7年11月現在）

● 税金の減額・免除 ※制度の詳細については、各窓口にお問い合わせください。

税の種類	該当等級	内 容	窓 口
所 得 税	1級から 3級まで	納税者自身又は控除対象配偶者や扶養親族が手帳をお持ちの場合、所得金額から、級に応じた額が控除されます。	確定申告の場合→税務署 給与所得者の場合→勤務先
住 民 税	1級から 3級まで	納税者自身又は控除対象配偶者や扶養親族が手帳をお持ちの場合、所得金額から、級に応じた額が控除されます。	区市町村の課税担当課
相 続 税	1級から 3級まで	納税金額から、財産を取得した本人が満85歳になるまでの年数及び級に応じた額が控除されます（平成22年3月31日以前に財産を取得した場合の年齢要件は「70歳未満」となります。）。	税務署
贈 与 税	1級から 3級まで	親族等の個人が、金銭、有価証券、金銭債権又は一定の要件を満たす不動産を贈与する場合、信託銀行との間で、「特定障害者扶養信託」契約を結ぶと、信託受益権の価額のうち1級の方は6千万円まで、2級3級の方は3千万円まで非課税になります。	信託銀行の営業所 及び税務署
利 子 等 の 非 課 税	1級から 3級まで	マル優、特別マル優について、非課税制度を利用できます。	金融機関、証券会社の各営業所等
自 動 車 税 軽自動車税 自動車取得税	1級で自立 支援医療 (精神通院) を受けてい る方	(1) 左の対象者又は生計を同じくする方が、対象者の通院等に使用する車に対して減免されます。 (2) 軽自動車税の場合、左の対象者のうち、単身生活者の所有する車で、常時介護者により通院等に使用される車に対しても、減免されることがあります。 (平成21年度から、減免額に上限が設定されています)。	自動車税・自動車取得税 →都税事務所等 又は自動車税事務所 軽自動車税 →区市町村の課税担当課
個 人 事 業 税	1級から 3級まで	本人又は障害者を扶養している方が、前年度の総所得額が370万円以下の場合、級に応じた額が減免されます。	都税事務所等

● 都営交通乗車証の発行

都電、都営バス、都営地下鉄、日暮里・舎人ライナーに無料で乗車できます。ただし、シルバーバス、その他 の無料乗車券の所持者は対象外です。

(1) 申請・発行窓口（平成22年11月1日からICカード（バスモ）もご利用いただけます。）

23区内の都電、都営バス、都営地下鉄、日暮里・舎人ライナーの定期券発売所（[次ページの「区部乗車証窓口一覧」](#)を参照してください。）又は市町村窓口において申請してください。発行窓口は乗車証の種別により以下のようになります。

磁気券…都営地下鉄及び日暮里・舎人ライナーの定期券発売所

紙券…都電・都営バス定期券発売所及び市町村窓口

ICカード…都営地下鉄及び日暮里・舎人ライナーの定期券発売所

※ 磁気券・紙券もこれまでどおりご利用いただけます。

※ 都営交通乗車証は都営バスの営業所の窓口や区の保健所、保健センターでは発行しておりませんので、ご注意ください。

**《問合せ先》 東京都福祉局 障害者施策推進部 精神保健医療課 生活支援担当
(電話03-5320-4464)**

(2) 手続方法

上記(1)申込窓口で手帳を提示し、申請書に必要事項を記入してください。その場で発行します（平成20年4月から発行手数料が無料になりました。なお、[有効期限が過ぎた手帳や手帳申請書の控えでは発行できません](#)ので、ご注意ください。）。

(3) 継続手続

有効期間は、発行日から2年間です。有効期限の13日前から継続手続ができます。継続に必要な書類は、手帳、申請書及び現在お持ちの乗車証です。

<区部乗車証窓口一覧> ※印は土日祝休み、それ以外は年中無休(年末年始は休み)です。

場所	電話番号	住所	営業時間
品川駅港南口(港南口バスター・ミナル)※	03-3458-0368	港区港南2-14	10:00 ~ 19:00
渋谷駅前(渋谷駅東口ターミナル内)※	03-3409-8599	渋谷区渋谷2-24地先	8:00 ~ 20:00
新宿駅西口(西口ターミナル内)	03-3343-7137	新宿区西新宿1-1	8:00 ~ 20:00
大塚駅前(大塚駅北口ターミナル)※	03-3910-6255	豊島区北大塚2-1	8:00 ~ 19:30
王子駅前(王子駅ターミナル内)※	03-3927-0759	北区王子1-10	8:00 ~ 20:00
西新井駅前※	03-3880-3100	足立区西新井栄町1-17-1 バサージオ西新井1階	11:30 ~ 13:00 14:00 ~ 19:00
亀戸駅前(亀戸駅北口ターミナル内)※	03-3637-0518	江東区亀戸2-22	8:00 ~ 20:00
錦糸町駅前(錦糸町駅南口ターミナル内)※	03-3632-3910	墨田区江東橋3-14-5	8:00 ~ 20:00
葛西駅前(葛西駅南口ターミナル内)※	03-3869-4094	江戸川区葛西5-43	8:00 ~ 20:00
西葛西駅前(西葛西駅南口ターミナル内)※	03-5605-5201	江戸川区西葛西6-15	11:30 ~ 19:30
東京駅丸の内南口 (丸の内南口バスター・ミナル内)	03-3212-8685	千代田区丸の内1-9-1	8:00 ~ 19:00
船堀案内所(船堀駅南口ターミナル)※	03-3869-3494	江戸川区船堀3-6-1	10:00 ~ 19:30
浅草線 浅草橋駅	03-3866-8429	台東区浅草橋1-18-11	8:00 ~ 20:00
	03-3449-5074	品川区東五反田1-26-2	8:00 ~ 20:00
三田線 高島平駅	03-3935-0541	板橋区高島平8-2-1	8:00 ~ 20:00
	03-3949-3997	豊島区巣鴨3-27-7	8:00 ~ 20:00
	03-3234-5752	千代田区神田神保町2-1	8:00 ~ 20:00
新宿線 一之江駅	03-3654-6854	江戸川区一之江8-14-1	8:00 ~ 20:00
大江戸線 門前仲町駅※	03-5245-3726	江東区門前仲町2-5-2先	8:00 ~ 20:00
	03-5354-4351	渋谷区代々木2-1-1	8:00 ~ 20:00
	03-5999-8712	練馬区豊玉北5-17-12	8:00 ~ 20:00
日暮里・ 舎人ライナー 日暮里駅	03-5837-2642	荒川区西日暮里2-19-2	8:00 ~ 20:00

令和7年11月現在 変更する場合がございます。

● 旅客鉄道等運賃の割引

令和7年4月1日以降は以下のとおりとなっております。割引内容の詳細は、各旅客鉄道会社等にお問い合わせください。

- 精神障害者保健福祉手帳 1級の方は運賃減額第1種
- 精神障害者保健福祉手帳 2級及び3級の方は運賃減額第2種

● 都内路線バスの運賃の割引

都内の路線バスの運賃が半額になります。

- 対象者…東京都が発行する、写真が貼付された手帳をお持ちの方(ご本人のみ)
- 適用範囲…東京都内を運行する一般路線バスの都内区間です。東京都内で乗車し、かつ、東京都内で降車(下車)する場合のみ適用になります。
- 割引運賃…運賃が半額になります。バスモ・スイカをご利用される際にも適用になります(購入・チャージの時点では割引になりませんが、バス運賃支払時に割引が適用されます)。定期券は割引なりません。
- 利用方法…運賃支払の際に、手帳の写真が見えるように乗務員に提示してください。バスモ・スイカをご利用になる場合は、運賃支払の際、事前に乗務員にお申し出ください。
- 実施バス事業者(都内区間のみ)※コミュニティーバスの割引の有無については、事業者にお問い合わせください。

東急バス、東急トランセ、京王電鉄バス、京王バス東、京王バス南、京王バス中央、京王バス小金井、関東バス、西武バス、国際興業、小田急バス、小田急シティバス、京浜急行バス、羽田京急バス、京成バス、京成タウンバス、東武バスセントラル、東武バスエウスト、朝日自動車、立川バス、シティバス立川、西東京バス、神奈川中央交通、日立自動車交通、新日本観光自動車、大島旅客自動車、八丈町営バス、三宅村営バス、都営バス

● タクシー運賃の割引

写真付きの手帳で、都内的一部タクシー会社(事業者に要確認)の運賃が1割引になります。

● 航空旅客運賃の割引

一部の航空運送事業者において、精神障害者に対して航空旅客運賃の割引制度が適用されます。

《問合せ先》 各航空運送事業者にお問い合わせください。

● 生活保護の障害者加算(1級及び2級)

生活保護をすでに受給している方のうち、障害の原因となった疾病について、初めて医師の診療を受けてから1年6ヶ月を経過している方で、1級又は2級の手帳をお持ちの方は、障害者加算が付くことがあります。

《問合せ先》 各福祉事務所の生活保護担当者、又は福祉局生活福祉部保護課(電話03-5320-4064)

● 都営住宅の入居、特別減額（特別減額は1級及び2級）及び使用継承制度

- (1) 5月と11月の募集において優遇抽せんのある地区に申込みをした場合、一般世帯に比べて当せん確率が5倍（3級の方）又は7倍（1級又は2級の方）になります。8月及び2月の募集は、ひとり親、高齢者、心身障害者等の限定募集となります。
- (2) 既に入居している1級又は2級の方で、所得が一定額以下の場合、使用料の特別減額が受けられます。
- (3) 都営住宅の使用承継制度
都営住宅の使用承継は原則として名義人の配偶者のみに許可されますが、高齢者、障害者等の特別の事情により必要が認められる場合、例外として、名義人の方からみて3親等以内の方につき、使用承継することができます。

《問合せ先》 東京都住宅供給公社募集センター（電話 03-3498-8894（代表））

各地区を管轄する窓口センター

● 都立施設の無料利用

- 次の都立施設について、窓口に手帳を提示すれば手帳所持者本人とその付添人は無料で利用できます。
なお、付添人は必要な範囲に限ります（原則1人）。

浜離宮恩賜庭園、旧芝離宮恩賜庭園、小石川後楽園、六義園、向島百花園、清澄庭園、旧古河庭園、旧岩崎邸庭園、殿ヶ谷戸庭園、神代植物公園、多摩動物公園、恩賜上野動物園、井の頭自然文化園、夢の島熱帯植物園、葛西臨海水族園、東京都江戸東京博物館、江戸東京たてもの園、東京都写真美術館、東京都現代美術館、東京都美術館、東京体育館、駒沢オリンピック公園総合運動場、東京スポーツ文化館、東京武道館、東京都障害者総合スポーツセンター、東京都多摩障害者スポーツセンター、東京都庭園美術館

一部、有料となる場合があります。ご利用の際は各施設へお問い合わせください。

● 都立公園内駐車場の無料利用

- 次の都立公園内の駐車場について、窓口に手帳を提示すれば無料で利用できます。

赤塚公園、井の頭恩賜公園、上野恩賜公園、宇喜田公園、浮間公園、大泉中央公園、大島小松川公園、葛西臨海公園、木場公園、砧公園、小金井公園、駒沢オリンピック公園、潮風公園、篠崎公園、石神井公園、城北中央公園、神代植物公園、舍人公園、野川公園、浜離宮恩賜庭園、光が丘公園、東綾瀬公園、府中の森公園、水元公園、武蔵野公園、武蔵国分寺公園、武蔵野中央公園、武蔵野の森公園、夢の島公園、代々木公園、和田堀公園、汐入公園、中川公園、蘆花恒春園

※都庁内駐車場については、有人の出口より退出する際手帳を提示することにより、無料で利用できます。

一部、有料となる場合があります。ご利用の際は各公園の管理者へお問い合わせください。

● 休養ホーム利用料の助成

- 都内に在住する障害者の方（介護を必要とする場合は、利用者一人につき付添いの方一人を含む。）が、東京都が指定する宿泊施設を利用する場合、その利用料の一部を助成します（年間2泊まで）。詳しくは、区役所、市役所、各福祉事務所等の障害福祉担当窓口にあるパンフレットをご覧ください。

《問合せ先》 財団法人日本チャリティ協会（電話 03-3353-5942）

● NTTの電話番号案内の無料利用（ふれあい案内）

- 事前の申し込みにより、NTTの電話番号案内（104）が無料で利用できます。

《問合せ先》 NTT（フリーダイヤル 0120-104174）

● 携帯電話の割引利用

- 基本使用料、通話料が割引されます。

《問合せ先》 各携帯電話会社にお問い合わせの上、ご確認ください。

● NHK放送受信料の減免について

- NHKの受信料が適用条件を満たすことで、減免になります。

	適用条件	問い合わせ先
全額免除	手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ世帯構成員全員が市町村民税（特別区民税含む。）非課税の場合	NHK視聴者コールセンター TEL 0570-077-077
半額免除	1級の手帳をお持ちの方が世帯主で受信契約者の場合	もしくは TEL 050-3786-5003

※ 申請手続はお住まいの区市町村窓口で行ってください。ただし、取扱いのない窓口もあります。

● 生活福祉資金貸付制度

- 障害者のいる世帯に対し、資金の貸付と必要な援助指導を行うことにより、その経済的自立と生活の安定を図ることを目的とした制度です。

貸付から返済完了の過程で、民生委員による相談援助活動が行われます。資金の種類により貸付できる対象世帯が定められています。

※ 貸付には審査があります。要件を満たしているか、返済が可能か等を審査して貸付を決定します。

《問合せ先》 お住まいの地区的社会福祉協議会、民生委員

又は社会福祉法人東京都社会福祉協議会（電話 03-3268-7173）

● 駐車禁止規制の除外

- 都内に住所を有し、1級の手帳をお持ちの方は対象となります。住所地を管轄する警察署（交通課）に申請が必要です。

● 心身障害者医療費助成制度（マル障）（生活保護受給中の方は対象外）

- 都内に住所を有し、1級の手帳をお持ちの方は、マル障を申請することができます。（所得要件、年齢の要件等あり）

《問合せ先》 各区市町村のマル障担当又は福祉局生活福祉部医療助成課（電話 03-5320-4571）

問合せ先

特別区窓口一覧

令和7年11月現在

区名	手續の窓口	電話番号	区名	手續の窓口	電話番号	
千代田区	保健福祉部障害者福祉課	5211-4217	杉並区	荻窪保健センター	3391-0015	
	福祉保健部障害者福祉課	3546-6753		高井戸保健センター	3334-4304	
	中央区保健所健康推進課給付係	3541-5930		高円寺保健センター	3311-0116	
	日本橋保健センター	3661-3515		上井草保健センター	3394-1212	
	月島保健センター	5560-0765		和泉保健センター	3313-9331	
	晴海保健センター	6381-2972		池袋保健所健康推進課	3987-4172	
港区	芝地区総合支所区民課保健福祉係	3578-3161	豊島区	長崎健康相談所	3957-1191	
	麻布地区総合支所区民課保健福祉係	5114-8822		福祉部障害福祉課王子障害相談係	3908-1359	
	赤坂地区総合支所区民課保健福祉係	5413-7276		福祉部障害福祉課赤羽障害相談係	3903-4161	
	高輪地区総合支所区民課保健福祉係	5421-7085		福祉部障害者福祉課	3802-3111 内線 2688	
	芝浦港南地区総合支所区民課保健福祉係	6400-0022		板橋健康福祉センター	3579-2333	
新宿区	牛込保健センター	3260-6231	板橋区	赤塚健康福祉センター	3979-0511	
	四谷保健センター	3351-5161		志村健康福祉センター	3969-3836	
	東新宿保健センター	3200-1026		上板橋健康福祉センター	3937-1041	
	落合保健センター	3952-7161		高島平健康福祉センター	3938-8621	
文京区	文京保健所予防対策課精神保健係	5803-1230	練馬区	練馬区保健所保健予防課精神保健係	5984-4764	
	保健サービスセンター本郷支所	3821-5106		豊玉保健相談所	3992-1188	
台東区	台東保健所保健予防課精神保健担当	3847-9405		北保健相談所	3931-1347	
墨田区	すみだ保健子育て総合センター	3622-9130		光が丘保健相談所	5997-7722	
	江東区保健所保健予防課保健係	3647-5906		石神井保健相談所	3996-0634	
	深川保健相談所	3641-1181		大泉保健相談所	3921-0217	
	深川南部保健相談所	5632-2291		関保健相談所	3929-5381	
	城東南部保健相談所	5606-5001		足立保健所中央本町地域・保健総合支援課精神保健係	3880-5358	
	城東保健相談所	3637-6521		竹の塚保健センター	3855-5082	
品川区	荏原保健センター保健事業係	5487-1314	足立区	江北保健センター	3896-4004	
	品川保健センター保健事業係	3474-2225		千住保健センター	3888-4277	
	大井保健センター保健事業係	3772-2666		東部保健センター	3606-4171	
目黒区	目黒区保健予防課	5722-9396		葛飾区	葛飾区健康部（保健所）保健予防課	3602-1274
大田区	福祉部大森地域福祉課	5764-0696		金町保健センター	3607-4141	
	福祉部調布地域福祉課	3726-4139		堀切区民事事務所	3693-4184	
	福祉部蒲田地域福祉課	5713-1383		新小岩保健センター	3696-3781	
	福祉部糀谷・羽田地域福祉課	3741-6682		高砂区民事事務所	3659-3336	
世田谷区	北沢総合支所健康づくり課	6804-9355		水元保健センター	3627-1911	
	玉川総合支所健康づくり課	3702-1948	江戸川区	江戸川保健所保健予防課	5661-2465	
	砧総合支所健康づくり課	3483-3161		中央健康サポートセンター	5661-2467	
渋谷区	烏山総合支所健康づくり課	3308-8228		小岩健康サポートセンター	3658-3171	
	世田谷総合支所健康づくり課	5432-2893		東部健康サポートセンター	3678-6441	
	障がい者福祉課精神福祉係	3463-1905		清新町健康サポートセンター	3878-1221	
中野区	障害福祉課障害者相談係	3228-8956		葛西健康サポートセンター	3688-0154	
	中部すこやか福祉センター	3367-7788		鹿骨健康サポートセンター	3678-8711	
	北部すこやか福祉センター	3389-4321		小松川健康サポートセンター	3683-5531	
	南部すこやか福祉センター	3380-5551		なぎさ健康サポートセンター	5675-2515	
	鷺宮すこやか福祉センター	3336-7111				

問合せ先

市町村窓口一覧

令和7年11月現在

市町村名	手續の窓口	窓口所在地	電話番号
八王子市	福祉部障害者福祉課	市役所内	042-620-7245
立川市	障害福祉課業務係	市役所内	042-523-2111 内線 1511
武蔵野市	健康福祉部障害者福祉課	市役所内	0422-60-1904
三鷹市	健康福祉部障がい者支援課障がい者医療・給付係	市役所内	0422-45-1151 内線 2616
青梅市	健康福祉部障がい者福祉課相談支援係	市役所内	0428-22-1111 内線 2133・2137
府中市	福祉保健部障害者福祉課援護係	市役所内	042-335-4162
昭島市	障害福祉課障害福祉係	市役所内	042-544-5111 内線 2132～5
調布市	障害福祉課給付管理係	市役所内	042-481-7089
町田市	障がい福祉課支援係	市役所内	042-724-2145
小金井市	福祉保健部自立生活支援課相談支援係	市役所内	042-387-9841
小平市	障がい者支援課サービス支援担当	健康福祉事務センター内	042-346-9542
日野市	健康福祉部障害福祉課援護係	市役所内	042-514-8489
東村山市	健康福祉部障害支援課支援第2係	市役所内	042-393-5111 内線 3575・3576
国分寺市	障害福祉課相談支援係	市役所内	042-312-8632
国立市	健康福祉部しうがいしゃ支援課手当・給付係	市役所内	042-576-2111 内線 161・162
福生市	福祉保健部障害福祉課障害福祉係	市役所内	042-551-1742
狛江市	福祉保健部福祉相談課相談支援係	市役所内	03-3430-1111 内線 2273・2274
東大和市	地域福祉部障害福祉課医療助成係	市役所内	042-563-2111 内線 1126・1127
清瀬市	福祉・子ども部障害福祉課庶務係	市役所内	042-497-2072
東久留米市	福祉保健部障害福祉課福祉支援係	市役所内	042-470-7747
武藏村山市	健康福祉部障害福祉課認定審査係	市民総合センター内	042-590-1185
多摩市	健康福祉部障害福祉課障害福祉係	市役所内	042-338-6903
稻城市	福祉部障害福祉課障害福祉係	市役所内	042-378-2111 内線 224・226
羽村市	障害福祉課障害福祉係	市役所内	042-555-1111 内線 173
あきる野市	健康福祉部障がい者支援課障がい者相談係	市役所内	042-558-1111 内線 2617・2618
西東京市	健康福祉部障害福祉課手当助成係	田無庁舎内	042-420-2806
瑞穂町	福祉課障がい者支援係	町役場内	042-557-0574
日の出町	子育て福祉課地域支援係	町役場内	042-588-4112
檜原村	福祉けんこう課福祉係	やすらぎの里内	042-598-3121
奥多摩町	福祉保健課福祉係	保健福祉センター内	0428-83-2777
大島町	福祉けんこう課	町役場内	04992-2-1471
利島村	住民課	村役場内	04992-9-0013
新島村	民生課福祉介護係	村役場内	04992-5-0243
神津島村	保健医療課	保健センター内	04992-8-0010
三宅村	福祉健康課福祉係	村役場内	04994-5-0902
御蔵島村	総務課民生係	村役場内	04994-8-2121
八丈町	福祉健康課障がい福祉係	町役場内	04996-2-5570
青ヶ島村	総務課庶務民生係	村役場内	04996-9-0111
小笠原村	村民課福祉係	村役場内	04998-2-3939

手帳に関する東京都の問合せ先：(交付について) 東京都立中部総合精神保健福祉センター
精神障害者保健福祉手帳担当 (03-3302-7739)
(制度について) 東京都福祉局障害者施策推進部 精神保健
医療課生活支援担当 (03-5320-4464)